

おらほのまちづくり支援事業補助金第2次募集

南三陸町おらほのまちづくり支援事業補助金は、参加と協働による活発なまちづくりを推進するため、自主的に実施する団体に対して町が支援する「提案公募型」の補助制度です。すでに応募を締め切った第1次募集に続き、以下の事業について第2次募集を行います。

①全町的な大規模事業（対象経費の100%補助 上限100万円）

県内外からの交流人口の拡大を図るためのイベントや、多くの町民が顔を合わせ、交流を行うための全町的大規模事業の開催などが対象です。

②南三陸町総合戦略の推進に寄与する事業（対象経費の100%補助 上限100万円）

人口減少に対応し、持続可能な地域社会の実現につながる事業を支援します。「南三陸町総合戦略」の基本目標を踏まえた、移住促進・結婚・子育て支援などの事業が対象です。

【募集件数】3件程度(先着順ではありません) ※採択事業は審査により決定します。

【募集期間】7月3日(月)～21日(金)まで

【申込方法】企画課に用意してある関係様式にてお申し込みください。様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

[おらほのまちづくり支援事業](#)

検索

●申込先 企画課企画情報係 ☎46-1371

<p>● 子どもたちを水難事故から 守るために</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海や川には子どもたちだけで行かせないようにしましょう。 ● 水辺では子どもから絶対に目を離さないようにしましょう。 	<p>● 毎年夏になると増えるのが 水の事故です。</p> <p>夏は、水に接する機会が多くなります。それに伴い、海・河川・池などでの水遊びや魚とり中の水の事故が多く発生しています。近年は、お年寄りの水難事故も増えています。家族や地域からの声がけが事故を防ぐ第一歩です。普段から、危険な場所を確認しておくことが大切です。【立ち入り禁止】看板や「あぶない！きけん！」などの注意看板がある場所には、特に近づかないようにしましょう。</p>	<p>● 毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」です</p> <p>夏休みを前に水難事故防止について、学校、家庭および地域で話し合いましょう。</p>	<p>● 水難事故の被害を防ぐには…</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 急な天候の変化には十分注意し、悪天候が予想される時は海や川などに無理して出かけず、中止・延期を検討しましょう。 ● 健康管理を徹底し体調が優れない時や、疲れている時は水泳や水遊びは控えましょう。 ● あらかじめ危険な所を確認し、近くに、危険な場所で水遊びをしている子どもを見かけたら注意しましょう。
--	---	---	--

☎ 46-1376
問 危機管理課住民安全係

国民年金保険料を納めることが、経済的に難しいとき

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納める必要があります（平成29年度の保険料は月額16,490円です）。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合には、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」などの申請ができます。

保険料免除や猶予になった期間は、年金の受給資格期間（25年間）に算入されます。ただし、年金額を計算するときは、保険料免除は保険料を納めたときに比べて1/2（平成21年3月までの免除期間は1/3）になります。納付猶予については、年金額には含まれません。

（1）免除などの申請可能期間と前年所得の関係

免除などの「年度」は、7月から翌年6月までです。また、過去の未納分について免除申請したい場合には、保険料の納付期限から2年1ヶ月までさかのぼって申請することができます。

※例えば、平成29年7月に過去の分の免除申請が可能な期間は「平成28年度分、平成27年度分、平成26年度（平成27年6月）」まで申請できます。

※免除は、所得の額により判定しますが、平成29年度の所得は、本年1月1日現在の税の申告による確定額（平成28年中の収入など）によります。

※世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、本人に所得がない場合や少ない場合でも免除などが承認されない場合があります。

※納付猶予は、世帯主の所得審査はありません。

（2）失業などの特例免除

失業などを理由とした免除（特例免除）は前年所得にかかわらず失業などのあった月の前月から免除が受けられます。申請時には失業などの証明書類が必要になります。

平成29年度の免除申請などの受け付けは、7月3日（月）からです

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373



〈今月の年金相談会〉

【日時】7月12日(水)午前10時～午後3時30分

【場所】役場1階相談室

※石巻年金事務所へ事前予約が必要です。